



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目 次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

47 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課) .....	1
48 保安林の指定施業要件の変更	( " ) .....	1
49 特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課) .....	2

### ○ 警察本部告示

1 一般競争入札による落札者の決定	.....	2
-------------------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第47号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年1月23日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年1月23日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第49号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和8年1月23日

和歌山県知事 宮崎 泉

### 漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区域	区分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町樅野又は田原に住所又は根拠地を有する者が行う定置漁業（小型定置網漁業を除く。）	南紀第4

### 警察本部告示

#### 和歌山県警察本部告示第1号

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年1月23日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

交番・駐在所ネットワークカメラシステム整備委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

令和7年12月4日

4 落札者の氏名及び住所

ALSOK株式会社

東京都港区赤坂一丁目6番6号

5 落札金額

37,571,600円（うち消費税及び地方消費税の額3,415,600円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年10月24日